

## 監事規程

### (種類及び定数)

第1条 この法人に監事 2名以上を置く。

### (選任等)

第2条 監事は、社員総会にて選任する。

2 監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

### (監事の職務・権限)

第3条 監事は、以下に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査すること。及びこの法人の会計の監査をすること。

(2) この法人の業務並びにこの法人の決算書類等に基づき財産の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、招集通知日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

### (任期)

第4条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時理事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

### (解任)

第5条 監事が、次のいずれか一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第6条 監事は無報酬とする。

(監事会)

第7条 監事が3人以上置かれる場合は、監事会を設ける。

監事会は、別途、「監事会運用規定」にて定める。

以 上

2017年7月28日 制定